

令和5年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

令和6年3月

京 都 市

令和 6 年 3 月
京 都 市

令和 5 年度再評価対象事業及び事後評価対象事業について、京都市公共事業評価委員会から「令和 5 年度公共事業の評価に関する意見書」が提出されたことを踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

記

1 全体について

別紙 1 のとおり、再評価の対象となった 8 事業の対応方針は「事業継続」とする。

別紙 2 のとおり、事後評価の対象となった 2 事業の対応方針は「今後の事後評価、改善措置及び同種事業の事業評価手法等の見直しは不要」とする。

2 個別事業について

＜再評価＞

（１）街路事業 大津宇治線

本事業は、桃山石田線と合わせて拡幅整備を行うことにより、自動車交通等の円滑化を図るとともに、通学路・児童の移動経路の交通安全対策等、安全で快適な歩行空間の確保を図るものである。

交差点付近の用地買収が進捗し、今後、合場橋交差点の暫定整備を予定している。引き続き、事業進捗を図り、円滑な交通を確保するとともに安全な歩道を整備する必要があることから事業継続とする。

（２）街路事業 桃山石田線

本事業は、大津宇治線と合わせて拡幅整備を行うことにより、自動車交通等の円滑化を図るとともに、通学路・児童の移動経路の交通安全対策等、安全で快適な歩行空間の確保を図るものである。

石田大山交差点の暫定整備により、事業効果が発現しており、引き続き、事業進捗を図り、円滑な交通を確保するとともに安全な歩道を整備する必要があることから事業継続とする。

（３）道路事業 宮前橋改築

本事業は、国土交通省が一級河川桂川の大下津地区で実施している引堤事業により延伸が必要となる宮前橋について、耐震補強及び歩道拡幅等を合わせて実施する

ものである。

国の引堤事業とともに事業は進捗しており、本事業の実施により、橋りょうの耐震性能と歩行者等の安全性が向上することから事業継続とする。

（４）河川事業 西羽束師川支川

本河川においては過去に浸水被害が発生したことから、河川断面を拡幅する等の河川改修を行い、流下能力の向上を図るものである。

外環状線以南の用地買収が完了し、下流側から順次、護岸工事等を実施している。近年は気候変動の影響により、水災害が激甚化・頻発化しており、引き続き、事業進捗を図り、河川改修による事業効果を早期に発現させる必要があることから事業継続とする。

（５）土地区画整理事業 伏見西部第三地区

本事業は、隣接する土地区画整理事業と一体的に、伏見西部地区の無秩序な都市化を抑制し、健全なまちづくりを行うものである。

油小路通等の都市計画道路は全て完成し、仮換地指定は９８．１％に達している。宅地化率は８４．４％に進捗し地区内は土地利用が進んでおり、引き続き、整備効果を発現させながら事業完了に向け進捗を図る必要があることから事業継続とする。

（６）土地区画整理事業 伏見西部第四地区

本事業は、隣接する土地区画整理事業と一体的に、伏見西部地区の無秩序な都市化を抑制し、健全なまちづくりを行うものである。

京都守口線東側区域は横大路淀線等の都市計画道路が完成し、西側区域についても横大路中通等の工事に着手している。宅地化率は８２．６％に進捗し土地利用が進んでおり、引き続き、整備効果を発現させながら進捗を図る必要があることから事業継続とする。

（７）住宅地区改良事業 崇仁北部第三地区

本事業は、不良住宅の買収除却、改良住宅等の建設、道路等の整備を行うことにより、地区の環境改善を図るものである。

不良住宅の買収除却は完了し、改良住宅の建設も完成している。本事業用地を活用した京都市立芸術大学及び京都市立美術工芸高等学校の開校により、地区の活性化が期待できる環境も整いつつある。残る公共施設を整備することで、本事業の事業効果を発現できることから事業継続とする。

（８）住宅地区改良事業 崇仁北部第四地区

本事業は、不良住宅の買収除却、改良住宅等の建設、道路等の整備を行うことにより、地区の環境改善を図るものである。

改良住宅の建設は完成し、本事業用地を活用した京都市立芸術大学の開校により、地区の活性化が期待できる環境も整いつつある。土地区画整理事業との合併施行による事業進捗を図っており、引き続き、不良住宅の買収除却及び公共施設の整備を進める必要があることから事業継続とする。

<事後評価>

（１）河川事業 旧安祥寺川

本事業は、旧安祥寺川のＪＲ東海道本線付近において、ＪＲ線と並行及び横断する捷水路（ショートカット水路）^{しょうすいろ}を地下構造で新設し、流下能力の拡大を図ったものである。

本事業実施により、過去に浸水被害が発生した箇所において、浸水被害発生時と同程度の雨量でも浸水被害が発生しておらず、治水安全度の向上を図ることができた。このことから「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」とする。

また、今後、同種事業を実施する際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業の実施に伴う各種効果を活用していく。

（２）土地区画整理事業 上鳥羽南部地区

本事業は、無秩序・無計画に市街地が拡大することを防止し、良好な市街地を形成することを目的として、油小路通等の幹線道路をはじめ、区画道路、水路、公園等の公共施設を整備するとともに土地の区画を整え、総合的なまちづくりを図ったものである。

本事業の実施により、道路、公園等の公共施設が計画的に整備され、地区内人口の増加や周辺幹線道路における自動車交通の分散化等の事業効果が発現しており、良好な市街地を形成することができた。このことから「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」とする。

また、今後、同種事業を実施する際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業の実施に伴う各種効果を活用していく。

令和 5 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後5年間（下水道事業については10年間）を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業のうち、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採 択 年 度	該 当 条 件	経 過 年 数	対 応 方 針
街 路 事 業	1	大津宇治線	延長 L=396m 幅員 W=16m	H21 (2009)	③	15	事業継続
	2	桃山石田線	延長 L=364m 幅員 W=16m	H21 (2009)	③	15	事業継続
道 路 事 業	3	宮前橋改築	延長 L=540m 幅員 W=15.0～ 18.5m	H21 (2009)	③	15	事業継続
河 川 事 業	4	西羽東師川支川	延長 L=2,000m 幅員 W=17.4m	S61 (1986)	③	38	事業継続
土 地 区 画 整 理 事 業	5	伏見西部第三地区	面積 A=104.5ha	S59 (1984)	③	40	事業継続
	6	伏見西部第四地区	面積 A=116.7ha	S62 (1987)	③	37	事業継続
住 宅 地 区 改 良 事 業	7	崇仁北部第三地区	面積 A=2.73ha	S58 (1983)	③	41	事業継続
	8	崇仁北部第四地区	面積 A=6.8ha	S60 (1985)	③	39	事業継続

令和 5 年 度 事 後 評 価 対 象 事 業 一 覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規採択時評価又は再評価を実施した事業のうち、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後 7 年以内）の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	完了 年度	対応方針
河 川 事 業	1	旧安祥寺川	延長 L=400m 幅員 W=2.7m	H2 (1990)	①	H30 (2018)	今後の事後評価、改善措置 及び事業評価手法等の 見直しは不要
整 土 理 地 事 区 業 画	2	上鳥羽南部地区	面積 A=151.0ha	S46 (1971)	①	R4 (2022)	今後の事後評価、改善措置 及び事業評価手法等の 見直しは不要